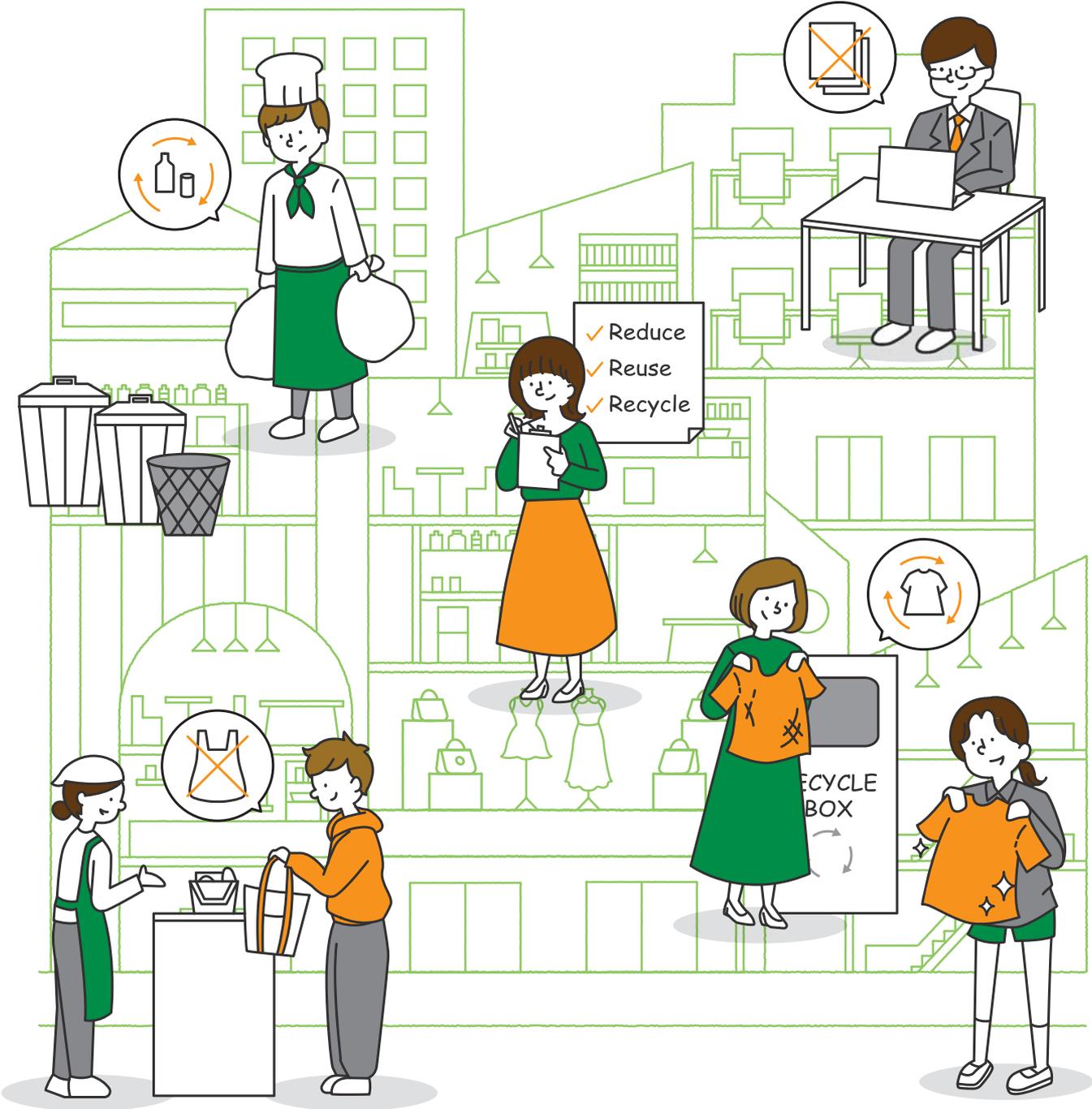


# 3Rガイドライン

オフィス・商業施設等向け



2024年3月

東京都環境局資源循環推進部計画課

# 目次

はじめに ～求められるプラスチック対策～	1
3R アドバイザー事業とは	2
そもそも廃棄物ってなに？	3
事業活動に伴う廃棄物の種類と具体的な例	5
20 種類の産業廃棄物 種類と具体的な例	6
日常にこんな場面はありませんか？	7
3R の推進	8
3R に向けた取組のステップ	9
取組例：現状把握、分別ルールの設定・周知	10
取組例：点検・改善	11
プラスチックの 3R	12
取組例：プラスチックの 3R	16
紙類の 3R	19
取組例：紙類の 3R	22
食品廃棄物の 3R	24
取組例：食品廃棄物の 3R	26
その他の廃棄物の 3R	28
セルフチェック	29
大規模建築物の再利用取組状況	32
Q&A	34
3R アドバイザー事業のご案内	36
廃棄物・資源循環に関する組織の紹介	37
MEMO	38

# はじめに ～求められるプラスチック対策～

東京都は2050年のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロの実現に向けて、「ゼロエミッション東京戦略2020Update&Report」を2021年3月に策定しました。戦略の中では14の政策が挙げられており、プラスチック対策については、家庭と大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却量を2030年までに40%削減するという目標を掲げています。

プラスチックは様々な場面で使用されていますが、原料である石油の採掘や製造、流通から消費、廃棄に至るまでの各段階でCO<sub>2</sub>が排出されており、気候変動への影響が懸念されています。都内には多数のオフィスビルや商業施設（以下、オフィスビル等）があり、多くの廃棄物・資源物が排出されていますが、リサイクルが進んでいる品目がある一方で、プラスチックは熱回収や焼却処分されることが多く、資源循環に向けた取組が進んでいないのが現状です。

そこで東京都はプラスチックやその他の廃棄物の3Rを促進するため、オフィスビル等を対象とした3Rアドバイザー事業を2020年度から開始しています。

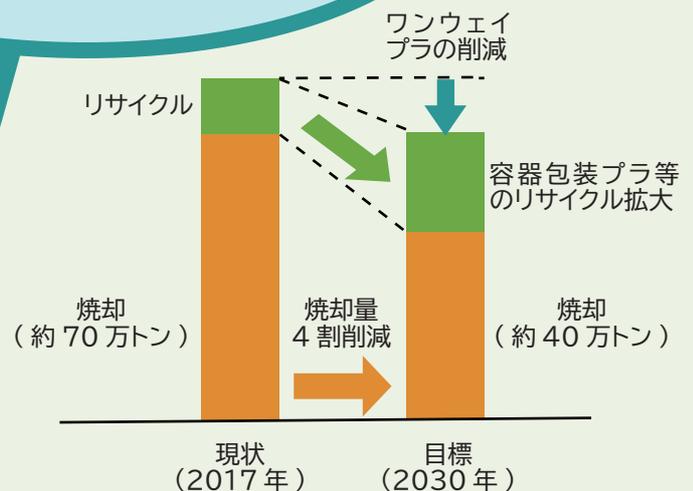
3Rの促進にはオフィスビル等のオーナーや管理会社、テナント等の皆さまの連携が不可欠です。本ガイドラインは皆さまに具体的な3Rを実践していただくための指針として作成したものです。

ぜひご活用いただき3R促進の一助としていただければ幸いです。

## 2050年 CO<sub>2</sub> 実質ゼロの プラスチック利用

- 2050年に向けたチャレンジ
  - ・ 大幅なリデュースと使い捨てプラスチックの廃絶
  - ・ 水平リサイクル等の革新的技術の実装・普及
  - ・ 海洋へのプラスチック流出ゼロに

## 2030年目標



## 東京 2020 大会

- 2030年目標達成に向けた施策の方向性
  - ・ 共感を広げ、行動変容を促進
  - ・ 先進的な企業と連携したイノベーションの創出
  - ・ 区市町村と連携した分別・リサイクルの促進強化
    - ✓ 3Rアドバイザーが業務系ビルの分別・リサイクルを促進
  - ・ 国内循環ルート構築、海ごみ発生抑制

# 3R アドバイザー事業とは

オフィスビル等では、各テナントが個別に廃棄物を排出しており、ビルオーナー等の協力がなければ建物単位での分別の徹底がしづらく、保管スペースも限られていることから、分別・リサイクルが十分に進んでいないのが実情です。



また、オフィスビル等から出る廃棄物は、紙ごみや割箸などの事業系一般廃棄物と、廃プラスチックなどの産業廃棄物に法律上区分され分かりにくく、指導監督が区市町村（一般廃棄物）と都（産業廃棄物）に分かれていることも分別・リサイクルが進まない要因の1つとなっています。加えて、廃プラスチック処理の多くが焼却による熱回収となっており、CO<sub>2</sub>対策の観点から、焼却量削減は大きな課題です。

こうした状況を踏まえ、都はオフィスビル等における3R（Reduce, Reuse, Recycle）の取組を向上させていくため、廃棄物の排出実態を調査・把握の上、廃プラスチックをはじめ廃棄物全般の知見を有する3Rアドバイザーが区市町村と連携しながら、各現場に即した3Rの取組を的確に助言する事業を開始しています。

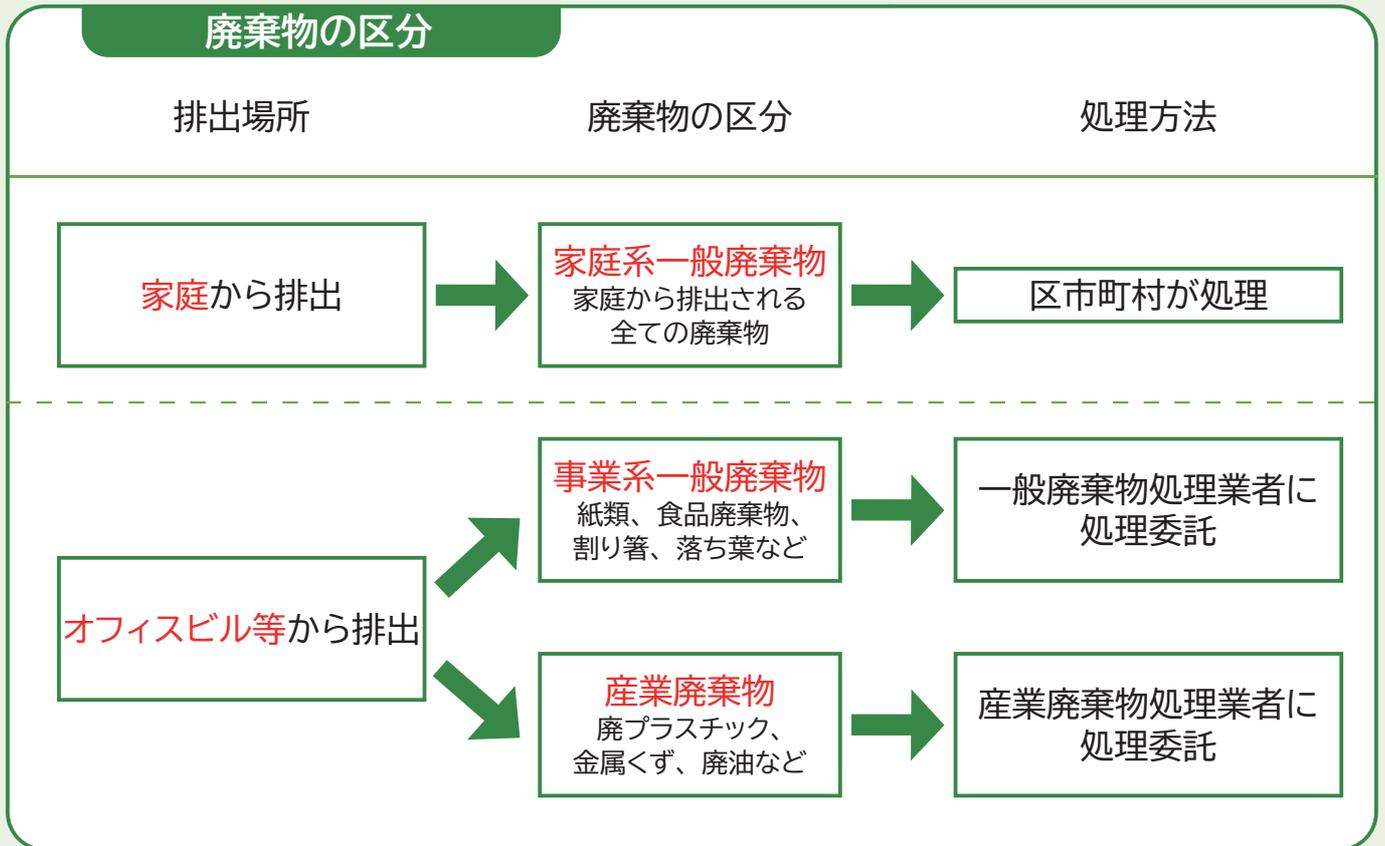


# そもそも廃棄物ってなに？

職場や家庭から排出される廃棄物については、廃棄物処理法\*で区分されています。

下図のとおり、家庭からの廃棄物は全て区市町村が所管する家庭系一般廃棄物であるのに対して、オフィスビル等からの廃棄物は、事業系の一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分類されます。

事業活動に伴い排出される法定の20種類が産業廃棄物（6ページ参照）、それ以外は一般廃棄物となります。



廃棄物処理法では、事業活動に伴って排出した廃棄物を自らの責任で適正に処理することとされており、事業者の皆様は廃棄物の種類や区分を理解の上、適切に委託業者や処理方法等を考えることが重要になります。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第2条第1項

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

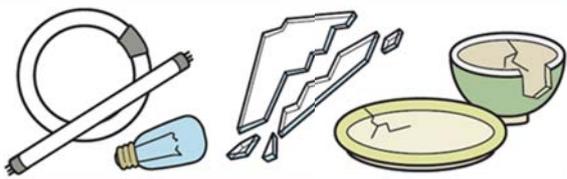
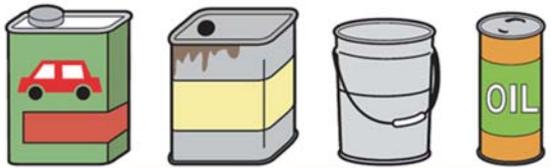
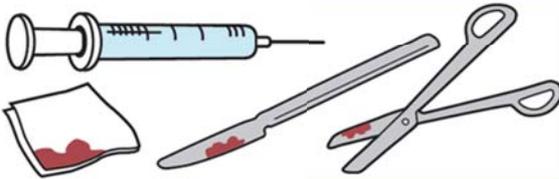
# 事業活動に伴う廃棄物の

事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物と産業廃棄物は、家庭ごみと分別方法が異なるため注意が必要です。また、事業系一般廃棄物の分別方法や回収方法は区市町村によって異なります。必ず、所在する区市町村のホームページ等でご確認ください。

		品目	具体例
事業系一般廃棄物	紙類	コピー用紙、OA用紙など 新聞紙、折込広告など(チラシ) 雑誌、パンフレット、色付紙 一括文書(機密文書など) 段ボール その他紙類 (複写式伝票、封筒、シュレッダーくずなど)	
	厨芥類	茶殻、残飯などの生ごみ	
	その他	汚れの付いた紙 リサイクルできない紙類 敷地内の枝葉など	

		品目	具体例
産業廃棄物	びん飲料用の	飲料・食料用のびん	
	缶飲料用の	飲料・食料用の缶	
	ペットボトル飲料用の	飲料・食料用のペットボトル	

# 種類と具体的な例

品目	具体例
<b>プラスチック類</b>	ビニール袋、 発泡スチロール、 プラスチック製ごみなど 
<b>ガラス類、陶器類</b>	コップなどのガラス類 茶碗などの陶器類 
<b>金属くず</b>	ハサミや刃物類、 バインダーの金具、 金属製品ごみなど 
<b>廃油</b>	潤滑油、切削油、洗浄油、 鋳物油、動植物油、溶剤 などの廃油 
<b>食用油</b>	調理油 
<b>感染性廃棄物</b>	血液の付着した脱脂綿や ガーゼ、血液などが付着 している鋭利な物など 
<b>特定の事業に伴う活動物</b>	特定の事業から排出される 紙くず・木くず・繊維くず・ 動植物性残さ 

産業廃棄物の詳しい分類は次のページへ



# 20 種類の産業廃棄物 種類と具体的な例

下表の産業廃棄物に該当しない廃棄物は一般廃棄物となります。

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
	(2) 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3) 廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	(4) 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	廃写真現像液、廃ソーダ液など有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む）
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック類）
	(8) 金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属 金属の研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラス・コンクリート 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	(10) 鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
排出する業種等が限定されるもの※	(13) 紙くず	以下の業種から発生する紙くず →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 （注：これ以外の業種から発生するコピー用紙などは事業系一般廃棄物）
	(14) 木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、バーク類など →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 （注：これ以外の業種から発生する、②以外のものは事業系一般廃棄物） ②貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む） （注：木製パレットは排出事業者の業種指定はありません）
	(15) 繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 （注：これ以外の業種から発生する天然繊維製の衣服などは事業系一般廃棄物）
	(16) 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど）
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20) 汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの	

※上記表の(13)～(19)は、同じ廃棄物であっても業種が該当した場合は産業廃棄物で、それ以外の場合は事業系一般廃棄物となります（ただし、(14)②はすべての業種で産業廃棄物となります）。

# 日常にこんな場面はありませんか？

## 使い捨てワークスタイル



## エコグッズの未利用



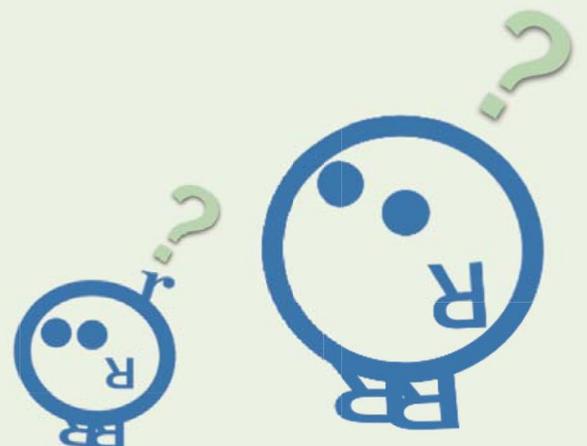
## 3Rについて無関心



## 手元分別の不徹底



## 廃棄物の処理について無関心

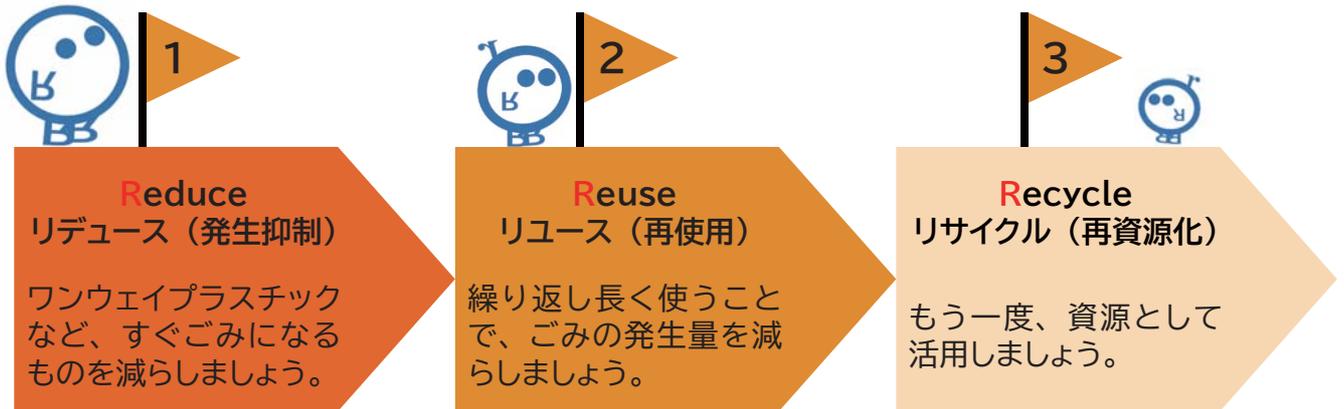


# 3Rの推進

廃棄物の削減に向けて重要なキーワードが「3R」です。

まず、廃棄物を発生させない、発生している廃棄物を減らしていくリデュースの取組が重要です。また、資源を節約し、環境負荷を小さくするためには、すぐ捨てるのではなく繰り返し使うリユースをするほか、やむを得ず不要になったものも、「分ければ資源」の言葉どおり、分別を徹底することでリサイクルすることができます。なお、CO<sub>2</sub>排出量の削減に向けては、熱回収に頼らないリサイクルを進める必要があります。

## 3Rの優先順位



## 3Rを実践するメリット

### メリット① コスト低減

廃棄物の発生抑制や再使用は、廃棄物の減量化だけでなく、廃棄物処理コストの低減、備品購入費の節約などにも寄与します。

### メリット② 企業イメージの向上

資源を大切に使う3Rの推進はSDGsの取組にもつながり、CSRの向上にも貢献します。

### メリット③ 事業所の環境意識向上

国内外の脱炭素化の動きに伴って社会全体の環境意識は高まっており、事業所の率先した行動が求められています。

### メリット④ 環境保全への貢献

3Rなどの積極的な推進は、貴重な資源消費の抑制や、CO<sub>2</sub>排出量削減による気候変動対策など、環境に配慮した持続可能な社会の構築に大きく貢献します。

# 3R に向けた取組のステップ

適切なステップで3Rに取り組むことで大きな効果を生み出すことができます。以下のステップを参考にして自社の3Rを検討し、より良い取組を目指しましょう。

## ステップ1 現状把握、分別ルールの設定・周知

具体的な取組例は 10 ページへ

まずは**自分たちの廃棄物排出状況を把握することが重要**です。  
具体的には「品目」（プラスチック、食品廃棄物など）、「排出量」（重量、容量など）、「リサイクル率」を把握し、それぞれ改善に向けた目標を設定しましょう。  
また、自治体や廃棄物処理業者に確認し、適切な分別ルールを設定しましょう。設定した分別ルールは関係者に周知し、正しく分別してもらうことが重要です。

## ステップ2 リデュース

プラスチックの取組例は 16 ページへ  
紙類の取組例は 22 ページへ  
食品廃棄物の取組例は 26 ページへ

現在の排出品目や排出量、リサイクル率が把握できたら、まずは**リデュース**を検討してみましょう。マイボトルの利用促進や包装の簡易化など様々な手法がありますが、**実現可能かつ持続可能な取組を進めることが重要**です。

## ステップ3 リユース

プラスチックの取組例は 17 ページへ  
紙類の取組例は 22 ページへ  
食品廃棄物の取組例は 26 ページへ

リデュースできない廃棄物は**リユース**できないかを検討してみましょう。OA用紙を裏紙として利用したり、事務用品を繰り返し使用する等して、新しい製品の使用量を削減してみましょう。**廃棄物削減だけでなく、製品購入費用の削減にもつながります。**

## ステップ4 リサイクル

プラスチックの取組例は 18 ページへ  
紙類の取組例は 23 ページへ  
食品廃棄物の取組例は 27 ページへ

リデュース、リユースの取組を検討・実施し、それでも発生してしまう廃棄物は適切に**リサイクル**しましょう。  
また、既にリサイクルされている品目については、**より細かい分別を行い、高度なリサイクルを検討することも重要**です。

## ステップ5 点検・改善

具体的な取組例は 11 ページへ

取組を実施した後も、排出量や分別状況などを**定期的に点検し、見直しを図ることが重要**です。必要に応じて取組を見直したり、関係者と協議するなどして、より良い取組を検討しましょう。

# 取組例：現状把握、分別ルールの設定・周知

## 現状把握、計画設定

### ●まずはこの取組から●

- ・一般廃棄物と産業廃棄物の違いについて学びましょう。
  - ◆一般廃棄物と産業廃棄物の違いについては、3ページをご確認ください。
- ・現在の分別方法や分別の状況を確認しましょう。

### ★一歩進んだ取組も★

- ・廃棄物や資源物の発生量削減、資源化率向上に向けた目標を設定しましょう。
  - ◆廃棄物や資源物の発生状況が大きく異なる場合は、部署やフロアごとに目標を設定することで、より実態に即した目標になります。
- ・処理委託契約の内容や処理方法を、廃棄物や資源物の発生状況に合わせて定期的に見直しましょう。
  - ◆発生状況に合わせて見直しを行うことで、3Rの推進だけでなく、コスト削減につながる可能性もあります。

## 分別ルールの設定・周知

### ●まずはこの取組から●

- ・細かな分別ルールを設定しましょう。
  - ◆例えば古紙類はOA紙、新聞、雑誌、ダンボールなど細かく分別することで、より有効なりサイクルにつながる可能性があります。古紙類の分別については、19～20ページをご確認ください。
- ・間違って分別されやすい品目を整理した分別ポスターなどを掲示しましょう。
  - ◆実際の写真やイラストなどを合わせて表示すると、より効果的です。



分別状況の周知資料（三菱地所株式会社）

### ★一歩進んだ取組も★

- ・分別ルールを整理した独自のハンドブックを作成し、入居するテナントへ配布しましょう。
- ・パートやアルバイトを含めた従業員全員へ分別ルールの周知を行いましょ
- ・外国人従業員や利用者に向けて、多言語での分別表示を行いましょ
- ◆自社の社員だけでなく、入居するテナントの社員やパート・アルバイト、外国人を含めた利用者にも分別ルールを周知し、分別の取組を進めま



入居時に配布するリサイクルハンドブック（森ビル株式会社）

# 取組例：点検・改善

## 現状の点検・課題の改善

### ●まずはこの取組から●

- ・ 廃棄物や資源物の発生量、資源化率を把握して関係者と共有しましょう。

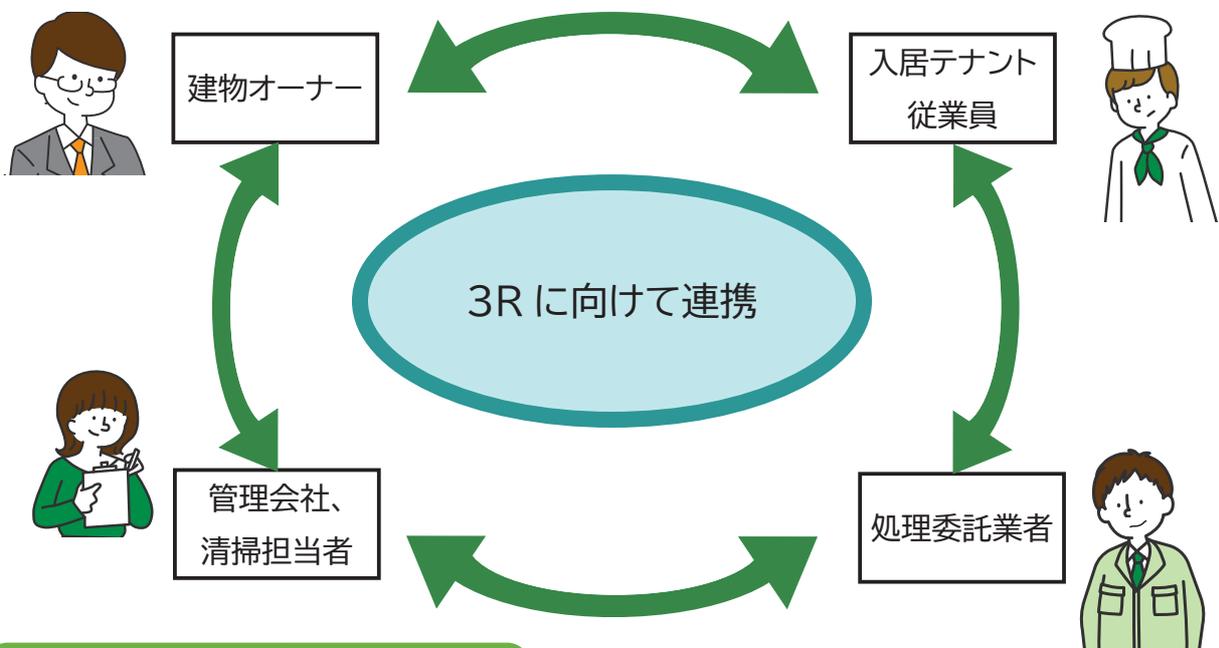
### ★一步進んだ取組も★

- ・ 廃棄物や資源物の発生量、資源化率を月別に集計し、排出傾向を把握しましょう。また、傾向を踏まえて、改善に向けた取組を検討・実施しましょう。
- ・ 取組の強化月間を設定し、ごみ減量及び資源循環に向けた取組を進めましょう。

## 関係者との連携

### ●まずはこの取組から●

- ・ 建物オーナーや管理会社、各テナントと情報を共有し、発生量の削減や資源化率向上に向けた協力体制を構築しましょう。
- ・ 建物の清掃担当者や処理委託業者との意見交換を行い、分別・排出実態の把握と改善に向けた検討を進めましょう。
  - ◆一部の関係者だけがごみ減量・資源循環に取り組むのではなく、建物の関係者全員が連携して取り組むことで、より一層の効果が期待できます。



### ★一步進んだ取組も★

- ・ 廃棄物や資源物の発生量、資源化率のデータを公表し、情報発信を進めましょう。
- ・ 分別や 3R に関する環境教育を実施しましょう。
  - ◆家庭と学校では分別方法が異なるため、教育機関で 3R を進めるためには分別の徹底が課題になりがちです。正しい分別方法を伝える環境教育を学生や生徒、教職員向けに実施することで学校内での分別改善につながります。

# プラスチックの3R

## プラスチック資源循環促進法

近年、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機にプラスチックの国内資源循環の重要性が高まっています。

これを受けて、プラスチックを利用するあらゆる主体がプラスチック資源循環等の取組（3R + Renewable）を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022年4月に施行されました。これにより、プラスチックが使用されている「プラスチック使用製品産業廃棄物」を排出する多くの事業者を対象に、積極的な排出の抑制・再資源化等に取り組むことを求めています。

### ●対象事業者●

**プラスチック使用製品産業廃棄物<sup>※1</sup>を排出する事業者**が対象となります<sup>※2</sup>。

- ※1 「プラスチック使用製品産業廃棄物」とは、プラスチックが使用されている製品のうち産業廃棄物となったもの、または事業活動に伴い副次的に得られるプラスチックを指します。  
例として、事業活動に伴って排出されるボールペンやクリアファイル等の文具があげられます。
- ※2 「従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種を行う個人・会社・組合等」または、「従業員の数が5人以下の、商業・サービス業に属する事業を行う個人・会社・組合等」に該当する「小規模企業者等」は対象外となります。  
また、前年度の廃プラスチック排出量が250トン以上の事業者は「多量排出事業者」となり、上記の取組に加えて、排出の抑制・再資源化等に関する目標設定と、目標達成のための計画的な取組実施が求められています。

### ●求められる取組●

廃プラスチック類の排出の抑制・再資源化に向けては、排出事業者が取り組むべき事項が9点あげられており、それぞれの項目に取り組むことが求められています。

特に「(1) 排出の抑制・再資源化等の実施の原則」では取組を進める上での優先順位が定められており、「排出抑制」「再資源化」「熱回収」の順に検討・実施することが定められています。

求められる取組の概要（抜粋）
<b>(1) 排出の抑制・再資源化等の実施の原則</b> 排出の抑制及び再資源化等を実施する際には、必要な事情に配慮したうえで、優先順位に従って取組を行うこと。
<b>(2) 排出の抑制に当たって講ずる措置</b> 事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物の排出の抑制を促進すること。
<b>(3) 再資源化に当たって講ずる措置</b> 再資源化等を行う際は再資源化等を著しく阻害するものの混入を防止すること、熱回収を行う場合は可能な限り効率性の高い熱回収を行うこと。

排出の抑制・再資源化等を実施する際は以下の優先順位に従う必要があります。

- ① **排出を抑制**すること
- ② **再資源化**を行うこと
- ③ **熱回収**を行うこと

出典：「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き（1.0版）」より作成



## プラスチックの分別

プラスチックは身の回りの様々な製品に使用されており、オフィスビル等からも多くのプラスチックが排出されます。プラスチックは正しく分別して排出することでリサイクルが可能ですが、生ごみや紙類など他の廃棄物と合わせて排出されてしまうことで熱回収や焼却処理されてしまうケースも多くみられます。プラスチックを正しく分別し、資源循環の取組を進めましょう。

### ●プラスチック●

#### プラスチックの例

- 食品、菓子等の容器包装
- ペットボトルのキャップ、ラベル
- 文具（ボールペン、バインダーなど）
- 弁当がら
- CD、DVD

！インクカートリッジなど一部のプラスチック製品はメーカーや販売店が回収し、リサイクルを行っています。



分別して排出されたプラスチックは再資源化または熱回収が行われます。詳細は 14 ページをご確認ください。

キャップ・ラベルは「プラスチック」に

### ●ペットボトル●

ペットボトルはリサイクルルートが確立されているため、上記のプラスチックと分別して回収・リサイクルを行っています。適切な分別にご協力をお願いします。

！ ペットボトルのキャップ・ラベルは外して、プラスチックとして排出するようにしてください。

！ 本体は軽くゆすいで、潰してから排出するようにしてください。

分別して排出されたペットボトルは再資源化されています。詳細は 15 ページをご確認ください。



## プラスチックのリサイクル

プラスチックの再資源化には、2つのリサイクルの方法があります。再資源化が難しい場合には、熱回収によるエネルギー利用を図ることになります。

### 【再資源化】

#### ①マテリアルリサイクル

プラスチックの破碎や洗浄等を行いフレークやペレットを製造し、新たなプラスチック製品の原料にします。

#### ②ケミカルリサイクル

プラスチックを化学的に分解等して化学原料にします。

### 【熱回収】

焼却発電、固形燃料化等の方法があります。

### ●プラスチックのリサイクル例●



### 小型充電式電池は正しく分別しましょう！

電子機器のバッテリーなど小型充電式電池を内蔵しているプラスチック製品を他の廃プラスチックと合わせて廃棄してしまうと、収集運搬時やリサイクル時に発火してしまう恐れがあります。小型充電式電池を含むプラスチックを排出する際は、事前に必ず収集運搬業者に相談してください。

小型充電式電池の詳細は 28 ページをご確認ください。



## ペットボトルのリサイクル

プラスチックの中でもペットボトルはリサイクル方法が確立されており、リサイクルが進められてきました。最近では「ボトル to ボトル」の取組が活発化しており、再資源化の手法として特に注目されています。

### ●ペットボトルのリサイクル例●

ペットボトル



水平リサイクル



新しいペットボトルへ

カスケードリサイクル



卵のパックや作業服など  
新たな製品へ

### ●ボトル to ボトルとは？●

使用済みペットボトルをペットボトルに再生利用する取組のことです。回収したプラスチックを同じ製品、同等の品質に戻すリサイクルは「水平リサイクル」と呼ばれ、特に注目されています。

通常のペットボトルは他のプラスチック製品と同じく、有限な化石燃料である石油から生産されています。水平リサイクルを進めることで石油消費量を抑えることができ、CO<sub>2</sub>の排出抑制にもつながります。

## さらなる Re

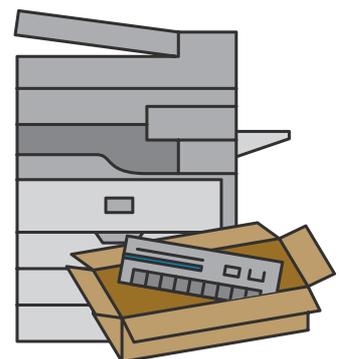
Refuse : 断る



Repair : 修理する



Return : 戻す



# 取組例：プラスチックの3R

## リデュース

### ●まずはこの取組から●

- ・マイボトルやマイカップ、マイバッグの利用を推奨しましょう。
- ・簡易包装の製品購入や販売、納入業者への簡易包装の呼びかけを行いましょう。
- ・繰り返し利用可能な塗り箸やカトラリー類を導入しましょう。
  - ◆自社社員への案内だけでなく、建物利用者やお客様に向けても3Rの取組を促すことが重要です。

### ★一歩進んだ取組も★

- ・建物全体で廃プラスチックの発生量を削減するため、各テナント社員向けにエコバッグを配布しましょう。
- ・プラスチック製クリアファイルの使用量削減に向けて、紙製クリアファイルを導入しましょう。
- ・お客様向け梱包資材をプラスチックから紙製素材に変更しましょう。
- ・ホテルの客室で使用するアメニティや、レストランで提供するカトラリー類をバイオマス由来の代替素材製品に転換しましょう。
  - ◆焼却時に多くのCO<sub>2</sub>を排出してしまうプラスチックを削減するには、代替製品への転換も有効な手段の一つです。まずは自社の廃棄量を把握し、廃棄量の多い製品が転換可能かどうか検討してみましょう。



入居テナントに配布したエコバッグ  
(東京建物株式会社)



導入した紙製クリアファイル  
(日本生命保険相互会社)



バイオマス由来のアメニティ、カトラリー  
(日本ホテル株式会社)

## リユース

### ●まずはこの取組から●

- ・詰め替え可能な製品を利用しましょう。
- ・使用済みインクカートリッジ等のメーカー回収サービスを活用しましょう。

### ★一歩進んだ取組も★

- ・リターナブル容器を活用したお弁当の発注や販売を検討しましょう。
- ・社内便や製品の運搬等に使用する容器を繰り返し使用可能な通い箱に見直しましょう。
- ・不要となった事務用品や什器などを回収し、社内で自由に利用できるよう管理しましょう。
  - ◆事務用品や什器などを自由に利用できるよう管理することで、排出量の削減だけでなく、新たな事務用品や什器等の経費削減にもつながります。また、不要となった備品類の管理をデータベース上で行うと、ペーパーレス化にもつながります。



事務用品の保管庫  
(株式会社ベネッセコーポレーション)



サイズ別に保管されたクリップ  
(株式会社ベネッセコーポレーション)

## リサイクル

### ●まずはこの取組から●

- ・ **プラスチックとペットボトルを正しく分別し**、それぞれリサイクルを進めましょう。
  - ◆リサイクル可能なプラスチックの基準やリサイクル方法は処理を委託する事業者によって異なります。まずは自社の排出状況を把握したうえで、処理委託先に確認してみましょう。

### ★一歩進んだ取組も★

- ・ 熱回収からマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルなど再資源化へ、**処理方法の適宜見直し**を行いましょ。
- ・ **リサイクル製品を積極的に購入**しましょう。

## オフィスビルから排出される 廃プラスチックのマテリアルリサイクル

東京都では東京都庁をはじめとした飲食テナントを含むオフィスビルから排出された廃プラスチックを回収し、ごみ袋やウッドデッキ、サニタリー用品へマテリアルリサイクルする実証実験を行いました。

マテリアルリサイクルを進めることで、オフィスビルにおけるリサイクル率向上や、熱回収を回避することによるCO<sub>2</sub>削減が期待できます。

今後も実証実験を重ね、プラスチックの「オフィス to オフィス」による循環利用を目指します。

### 実証実験概要

- 対象 : 東京都庁ほか都内オフィスビル
- 期間 : 令和5年5月下旬～6月下旬
- 回収量 : 60,990kg
- 組成 : プラスチック 83%、  
その他17%
- 回収したプラスチック :  
弁当容器、お菓子の包装(アルミ蒸着も可)、  
ペットボトルキャップ・ラベル



回収したプラスチックをリサイクルしたごみ袋

# 紙類の3R

紙類は日常のさまざまな場面で使用されており、オフィスビル等からの排出が多い品目の一つです。まずはリデュース、リユースできる紙類がないかを検討し、発生した紙類は分別を徹底したうえでリサイクルしましょう。

## 紙類の分別

紙類はOA紙、新聞、雑誌、段ボールなど様々な種類があります。すべてをまとめて古紙類としてリサイクルすることも可能ですが、細かく分別を行い、分別した紙類の種類ごとに排出することで繰り返しリサイクルをすることが可能です。

分別区分とリサイクルの流れについては20ページをご確認ください。



一方、紙類の中にはリサイクルに適さないものもあります。リサイクル不適な紙類が混入しているとリサイクル製品の品質が低下してしまうため、適切な分別にご協力をお願いします。

リサイクル不適な紙類の例は以下をご確認ください。

## 主なリサイクル不適物

- ・汚れた紙類（ティッシュ、ペーパータオルなど）
  - ・防水加工された紙類（紙コップ、紙皿など）
  - ・カーボン紙、ノンカーボン紙（伝票など）
  - ・感圧紙（レシートなど）
  - ・食品残さの付着した紙類（ピザ、ケーキなどの紙製容器など）
  - ・臭いの付着した紙類（洗剤、石鹼などの紙製容器など）
  - ・その他素材と複合した紙類（緩衝材と複合した封筒など）
- ※リサイクルの可否は処理委託業者によって異なります。分別は事前に必ず、処理委託業者に確認してください。

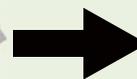


ペーパータオル

## ミックスペーパーの分別に向けたヒント

紙類の分別区分の一つである「ミックスペーパー」（雑紙）とは紙箱やはがき、包装紙などの紙類をまとめた呼び方です。「ミックスペーパー」にあたる紙類は可燃ごみとして排出されてしまうケースもありますが、分別して排出することで他の紙類と同じくリサイクルすることができます。

例えば、使用済みの紙製封筒などに入れると簡単にまとめることができ、封筒とまとめてリサイクルすることができます。



## 紙類の分別区分

以下の分別区分を参考に、紙類の分別に取り組みましょう。

※分別方法やリサイクル方法は資源化を委託する業者によって異なります。分別項目を設定・見直す際は事前に必ず、資源化業者または収集運搬業者に確認してください。

排出事業者

古紙問屋

製紙会社・紙加工業者

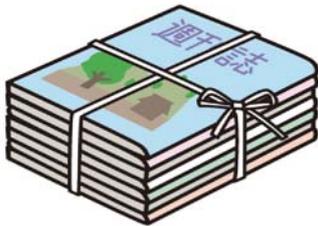
段ボール



段ボール



雑誌、チラシ



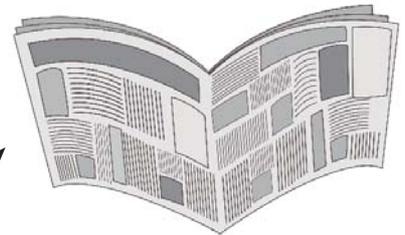
雑誌、チラシ



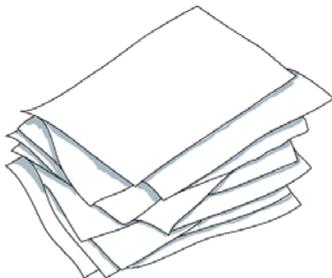
新聞



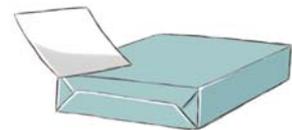
新聞



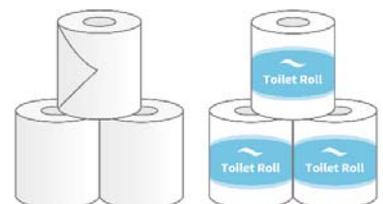
OA紙



OA紙



トイレトペーパー、ティッシュペーパー



## 紙類のリサイクル

事業者が排出した紙類のうち、リサイクルに適していない紙類は熱回収されますが、正しく分別排出された紙類の多くは製紙原料としてリサイクルされ、新たな紙製製品の製造に利用されます。

リサイクルに適していない紙類の例は 19 ページをご確認ください。

### 排出事業者

まずはリデュース・リユースによる排出量の削減ができないかを検討してみましょう。紙類のリデュース・リユースの取組例は 22 ページをご確認ください。

発生してしまった紙類は品質の高いリサイクルが実施できるよう、正しく分別しましょう。

### 排出事業者

リサイクルされた紙類は加工業者によって新たな紙製製品に加工されます。



### 古紙問屋

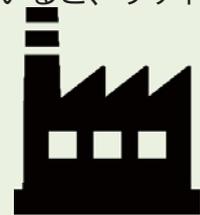
排出事業者から回収した紙類は古紙問屋に搬入されます。古紙問屋では搬入された紙類に異物が混入していないかを確認し、紙類の種類別に選別を行います。選別された紙類は種類ごとに圧縮・梱包され、製紙会社にそれぞれ運搬されます。



### 製紙会社

製紙会社ではまず初めに、搬入された紙類を繊維まで分解します。その後、異物を取り除き、紙や板紙を生産します。

異物やリサイクルに適していない紙類が多く含まれていると、リサイクル製品の品質が低下したり、製造できるリサイクル製品が限定されてしまいます。



# 取組例：紙類の3R

## リデュース

### ●まずはこの取組から●

- ・両面印刷や2アップ印刷等による OA 紙の使用量を削減し、ペーパーレス化を進めましょう。
- ・ペーパータオルの設置見直しとハンカチ利用の呼びかけを行いましょ。
- ・商品の簡易包装を導入しましょう。また、納入業者へ簡易包装の呼びかけを行いましょ。
- ◆自社社員への案内だけでなく、建物利用者やお客様に向けても 3R の取組を促すことが重要です。

## リユース

### ●まずはこの取組から●

- ・紙製ファイルを繰り返し利用しましょ。
- ・封筒やダンボールを社内便として繰り返し利用しましょ。
- ◆ダンボールはサイズ毎に分別して整理しておくことで、より効果的にリユースを促進できます。



使用されているダンボール  
(株式会社サンリオエンターテイメント)



サイズ別に整理されたダンボール  
(株式会社サンリオエンターテイメント)



©'13,'21 SANRIO S/D・G ©'76,'89,'96,'01,'04,'17,'21 SANRIO APPROVAL No.P1202255

### ★一歩進んだ取組も★

- ・商品納入時に使用したダンボールを緩衝材に加工する機械を導入し、建物での利用やお客様への提供を検討しましょ。



ダンボールから製造した緩衝材  
(イケア・ジャパン株式会社)

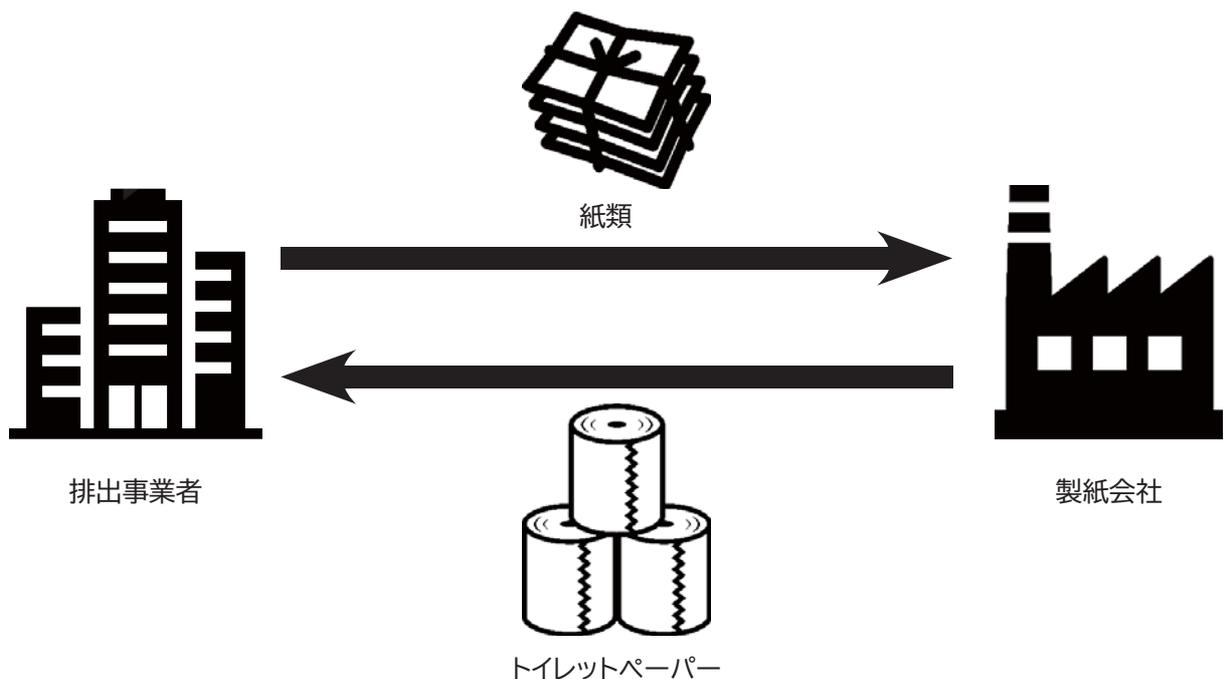
## リサイクル

### ●まずはこの取組から●

- ・ミックスペーパー（雑紙）の分別、リサイクルを進めましょう。
- ・紙類ではない異物が混入しないよう、分別を徹底しましょう。
  - ◆オフィスビルから排出される紙類にはクリップやプラスチック製の留め具などが、オフィスビル共用部や商業施設から排出される紙類には割り箸や食べ残しなどが、それぞれ混入しやすくなります。異物が混入することでリサイクルが難しくなってしまいますので、適切な分別にご協力いただくようお願いします。
- ・ティッシュや伝票、レシートなどリサイクル不適な紙類との分別を行いましょう。
  - ◆リサイクル不適な紙類の例は19ページをご確認ください。
- ・OA紙、新聞、雑誌、段ボール、ミックスペーパーなど紙類を細かく分別しましょう。
  - ◆種類別の回収容器を設置することでスムーズに分別できるようになります。種類別の回収容器を設置するスペースが確保できない場合は、回収後に分別することも有効です。紙類の細かな分別区分の例は20ページをご確認ください。

### ★一歩進んだ取組も★

- ・排出した紙類の処理委託先で製造されたトイレトペーパー等の紙製製品を購入し、建物で使用しましょう。
  - ◆排出した紙類が原料となって製造された製品を購入、使用することで資源循環ループを構築することができ、外部へのアピールや関係者のリサイクル意識醸成にもつながります。



# 食品廃棄物の 3R

食品小売業や外食産業などの食品関連事業者が排出する食品廃棄物は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）によって、発生抑制やリサイクル等が求められており、以下のとおり優先順位が定められています。

## 優先順位① 発生抑制

廃プラスチックや紙類と同様に、食品廃棄物もまずは発生抑制に努め、廃棄物としての排出量をできる限り減らすことが重要です。

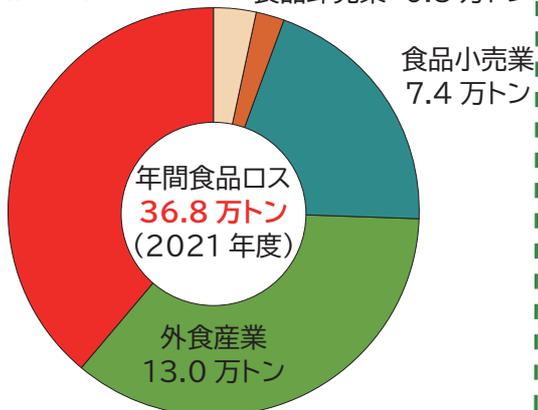
- 小売店・飲食店を利用する方  
→使用する分量だけ食品を購入する、食べきれる分量のみを注文する、などで食品廃棄物の発生抑制につながります。
- 小売店・飲食店を運営・営業する事業者  
→需要を予測し適切な量を発注する、食べ残し防止に向けて小盛りメニューを開発・提供する、などで食品廃棄物削減だけでなく、廃棄物処理費のコスト削減にもつながります。

## 食品ロスとは

食品廃棄物のうち、食べ残しや売れ残った商品など本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を「食品ロス」と言います。食品ロスは日本国内で年間 523 万トン（2021 年度）発生していると推計されています。東京都では年間 36.8 万トン（2021 年度）の食品ロスが発生していると推計され、日本国内全体の 7.0% を占めています。また、全国と比較して事業系の食品ロスが多い点が東京都の特徴です。中でも外食産業、食品小売業から排出される食品ロス量が多く、食品ロス削減に向けては、これらの事業者の取組が必要不可欠です。

### 食品ロス発生の内訳（都内）

食品製造業 1.3 万トン 食品卸売業 0.8 万トン

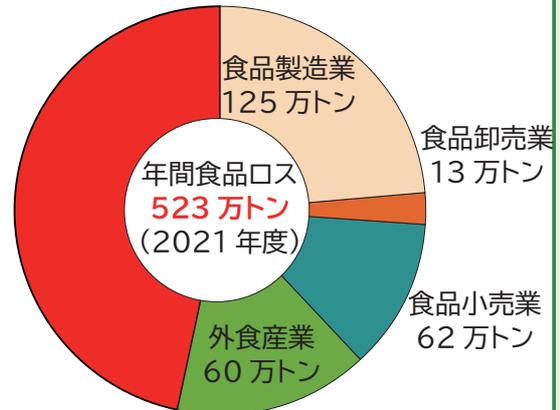


家庭系  
14.3 万トン

事業系  
22.5 万トン

出典：東京都「令和 3 年度推計」

### 食品ロス発生の内訳（国内）



家庭系  
244 万トン

事業系  
279 万トン

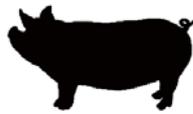
出典：農林水産省・環境省「令和 3 年度推計」

## 優先順位② 再生利用

発生抑制の取組を行ったうえでも発生してしまう食品廃棄物については、再生利用（リサイクル）の取組を進める必要があります。再生利用には以下の様々な手法がありますので、各事業者が排出状況に合わせて再生利用手法を選択することが重要です。

※分別が必要な品目は再生利用の手法や処理委託先によって異なります。分別ルール等については事前に必ず、処理委託先に確認してください。

### 飼料化



食品廃棄物を乾燥させる等して、家畜の飼料として再生利用する手法です。

### 肥料化



食品廃棄物を微生物によって発酵・分解し、肥料としてリサイクルする手法です。

### その他再生利用（メタン化等）



食品廃棄物を微生物によって発酵させバイオガスを生成し、バイオガスを燃焼させることで熱や電気として利用する手法です。

再生利用手法別分別星取表

	食品廃棄物		その他廃棄物		
	売れ残り品、 食べ残しなど	発酵しないもの 油分の高いもの等	木くず、紙くず (割り箸等)	プラスチック	金属製品 (カトラリー等)
飼料化	○	×	×	×	×
肥料化	○	×	○	×	×
メタン化	○	×	○	○	×

※分別が必要な品目は再生利用の手法や処理委託先によって異なります。分別ルール等については事前に必ず、処理委託先に確認してください。

## 優先順位③ 熱回収

発酵しないものなど再生利用が難しい食品廃棄物は燃焼時に発生する熱を利用する熱回収を進める必要があります。

## 優先順位④ 減量

熱回収も実施できない食品廃棄物は脱水や乾燥等により、減量化を図る必要があります。

# 取組例：食品廃棄物の3R

## リデュース

### ●まずはこの取組から●

- ・食品廃棄物の削減に向けて「3分の1ルール」などの商慣習を見直しましょう。
- ・商品の売れ残り防止に向けて「てまえどり」を推奨しましょう。
- ・小盛りメニューなど食品ロスの発生抑制に向けたメニュー開発を行いましょう。
  - ◆食品廃棄物の削減には、事業者だけでなくお客様と一緒に取り組むことでより大きな効果が得られます。店内へポスターを掲示するなどして、お客様への啓発活動を進めましょう。

### ★一歩進んだ取組も★

- ・需要予測を行い、需要に合わせた仕入れ量となるよう調整しましょう。
- ・販売期限間近の商品を値引きするなどして販売を促進しましょう。
- ・フードシェアリングアプリ等を導入し、廃棄される可能性がある食品のマッチングを行いましょう。
- ・ドギーバッグ等を活用して持ち帰りサービスを導入しましょう。

## リユース

### ●まずはこの取組から●

- ・防災備蓄食品を計画的に更新し、消費しきれない食品はフードバンク等へ寄贈しましょう。
- ・メニュー変更や納品期限の超過等によって発生してしまうデッドストック品をフードバンク等へ寄贈しましょう。
- ・フードドライブの実施を企画しましょう。
  - ◆自社で消費しきれない食品は、有効活用することで食品として利用できる可能性を増やすことが重要です。
  - ※フードバンク等へ食品を寄贈する際は、事前に寄贈先との調整を行いましょう。

### ★一歩進んだ取組も★

- ・商品を製造する際に発生する端材や規格外食品等を活用した商品の開発を行いましょう。
- ・魚の骨や野菜の皮等を活用したメニュー開発を進めましょう。
  - ◆規格外野菜や魚の骨など、商品として販売または提供することが難しい食品を活用することで、新たな商品として販売しつつ廃棄量を削減することができます。

## リサイクル

### ●まずはこの取組から●

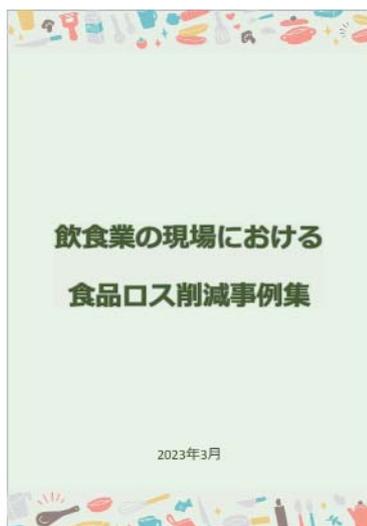
- ・食品廃棄物だけで排出できるよう、**割り箸やプラスチック等との分別**を進めましょう。

### ★一歩進んだ取組も★

- ・熱回収からメタン化へ、メタン化から飼料化や肥料化へ、**優先順位の高い処理方法に適宜見直し**を進めましょう。
- ・**生ごみ処理機を導入**し、食品廃棄物の減量化を図りましょう。
  - ◆食品のリサイクルだけでなく、調理過程で使用した廃食用油もリサイクルが可能です。廃食用油は既存のリサイクル方法に加えて、現在では航空燃料へのリサイクルの取組も進められています。詳細は28ページをご確認ください。

## 食品ロス削減対策

東京都では食品ロスの削減に向けて、様々な事業者が行う取組をまとめた食品ロス削減対策集を飲食業向け、小売業向けにそれぞれ作成しています。他の事業者の取組を確認し、自社の取組に応用できないか検討してみましょう。



飲食業の現場における食品ロス削減事例集



小売業の現場における食品ロス削減事例集

# その他の廃棄物の 3R

## 小型充電式電池

廃棄物の処理過程で、小型充電式電池による発火事故等が頻発しています。  
適正排出へのご協力をお願いします。

排出側が小型充電式電池使用製品であることを知らなかったり、使用製品から小型充電式電池を取り外せないなどで、他の廃棄物と合わせて小型充電式電池の処理を廃棄物処理業者に依頼してしまうことがあります。小型充電式電池は正しい処理を行わないと発火する恐れがあり、処理工程で実際に発火・爆発するなどの事故が発生しています。

処理を委託する際は、小型充電式電池や小型充電式電池使用製品が混入しないよう、分別しなければなりません。小型充電式電池使用製品から小型充電式電池を取り出せない場合は、運搬時や処分過程で取出しをしてもらうようにして処理を委託してください。

### 小型充電式電池

小型充電式電池にはリサイクルマークが表示されています。



Li-ion

リチウムイオン電池



Ni-Cd

ニカド電池



Ni-MH

ニッケル水素電池



Pb

小型制御弁式鉛蓄電池

### 小型充電式電池が使用されている主な製品

- 携帯電話、スマートフォン
- モバイルバッテリー
- パソコン
- デジタルカメラ
- コードレス掃除機 など

## 廃食用油のリサイクル、SAF 化の推進

食品工場や飲食店から排出される、いわゆる事業系廃食用油は約 95% が回収されていますが、回収後にどうなっているか知っていますか？

油は液体のまま温めてかすを取り除き、きれいになった後にせっけんや洗剤、インク溶剤、飼料や肥料、バイオディーゼルなどの原料としてリサイクルされます。

そして現在では、回収した油を持続可能な航空燃料である SAF (Sustainable Aviation Fuel) にリサイクルしていこうという取組が始まっています。SAF は廃食用油や木材、サトウキビなど様々な原料から生成できる持続可能な航空燃料で、従来の航空燃料と比較して温室効果ガスの排出量を大幅に削減することができます。

廃食用油は大切な資源であり、様々な用途にリサイクルされます。ぜひ廃棄するのではなく、回収事業者へ回収を依頼してリサイクルにご協力ください。



廃食用油



収集運搬



再資源化



SAF として活用

# セルフチェック

設問の内容に当てはまる回答を「取り組んでいる（2点）」「一部取り組んでいる（1点）」「取り組んでいない（0点）」から選択して、合計点を算出してください。

※設問の取組について取り組む必要のない事業所は「取り組んでいる」を選択してください。

1	基本的事項	取り組んでいる	一部取り組んでいる	取り組んでいない
1.	産業廃棄物保管場所の掲示板を設置しているか ※詳細は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）施行規則の「産業廃棄物保管基準」をご確認ください。	2	1	0
2.	臭気や汚水の漏洩はなく清潔な状態か ※詳細は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）施行規則の「産業廃棄物保管基準」をご確認ください。	2	1	0
3.	事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違い、職場での3Rや分別の理解促進に努めているか (例) 取組をまとめた資料の作成や配布、研修の実施	2	1	0
4.	ごみ種別の区分や表示が適切にされているか (例) 分別間違いが多い廃棄物の写真をごみ箱に掲示	2	1	0
5.	職場から排出される廃棄物の種類や量を把握しているか (例) ごみ箱の内容物確認や廃棄物の計量を実施	2	1	0
6.	廃棄物の削減量やリサイクル率の目標を設定しているか (例) 部署やフロアごとに削減量とリサイクル率の目標を設定	2	1	0

合計点 / 12点

2	Reduce リデュース	取り組んでいる	一部取り組んでいる	取り組んでいない
1.	紙の使用量削減に取り組んでいるか (例) ペーパーレス会議やデジタルサイネージの活用、ペーパータオルの設置中止	2	1	0
2.	マイボトルやマイカップ、マイバッグの利用を促進しているか (例) 研修会や説明会、飲食店でのマイボトル、マイバッグ持参の呼びかけ	2	1	0
3.	食べきり運動等の食べ残し、売れ残り防止に向けた取組を行っているか (例) お客様への食べきり啓発を実施、値引きなど売り切りに向けた取組の実施	2	1	0
4.	食堂やカフェテリアにおける使い捨てプラスチックの削減に取り組んでいるか (例) 繰り返し利用可能なカトラリーの導入やストローの配布中止	2	1	0
5.	包装材・梱包材の発生抑制に取り組んでいるか (例) 簡易包装の製品購入や販売を検討・実施、納品業者への簡易包装の呼びかけ	2	1	0
6.	天候等の影響により、一時的に大量に発生する使い捨てプラスチックの見直しに取り組んでいるか (例) 雨天時の傘用ビニールを中止し、傘のしずく落としを設置	2	1	0

合計点 / 12点

設問の内容に当てはまる回答を「取り組んでいる（2点）」「一部取り組んでいる（1点）」「取り組んでいない（0点）」から選択して、合計点を算出してください。

※設問の取組について取り組む必要のない事業所は「取り組んでいる」を選択してください。

3	Reuse リユース	取り組んでいる	一部取り組んでいる	取り組んでいない
1.	使用済みコピー用紙の再使用に取り組んでいるか (例) コピー用紙の裏面利用やメモ用紙として活用	2	1	0
2.	使用済みの封筒やファイル、事務用品の再使用に取り組んでいるか (例) 使用済み封筒は社内便として利用し、ボールペンは芯のみを交換	2	1	0
3.	使用済みの容器や梱包材の再使用に取り組んでいるか (例) 消毒液等は詰め替えボトルを利用し、使用済み段ボールは社内用に再使用	2	1	0
4.	電子機器や備品は修理等を行い、可能な限り繰り返し使用しているか (例) 修理はもちろん、不要となった備品は他部署へあっせん	2	1	0
5.	使用済みインクカートリッジを再使用しているか (例) 使用済みインクカートリッジはメーカーへ返却	2	1	0
6.	使用期限の迫った防災備蓄食品の活用をしているか (例) 防災備蓄品の買い替えを計画的に実施し、使いきれないものはフードバンク等へ寄贈	2	1	0

合計点 / 12点

4	Recycle リサイクル	取り組んでいる	一部取り組んでいる	取り組んでいない
1.	紙類の分別を徹底し、燃やすごみの削減に努めているか (例) コピー用紙、新聞、雑誌、段ボールやミックスペーパー等に分別を細分化	2	1	0
2.	不燃ごみとプラスチックを分別しているか (例) 金属くず、プラスチック、ペットボトルに細分化	2	1	0
3.	使用済電池やペットボトルキャップを分別しているか (例) 専用回収ボックスを設置して回収	2	1	0
4.	プラスチックの材料リサイクル、ケミカルリサイクルを実施しているか (例) プラスチックは熱回収せずに材料リサイクルしている	2	1	0
5.	食品廃棄物のリサイクルを実施しているか (例) 異物や再生利用できない食品廃棄物を分別し、飼料化や肥料化を行っている	2	1	0
6.	環境に配慮した物品の積極的な購入・利用に取り組んでいるか (例) 再生紙や再生プラ製品を購入・利用	2	1	0

合計点 / 12点

設問の内容に当てはまる回答を「取り組んでいる（2点）」「一部取り組んでいる（1点）」「取り組んでいない（0点）」から選択して、合計点を算出してください。

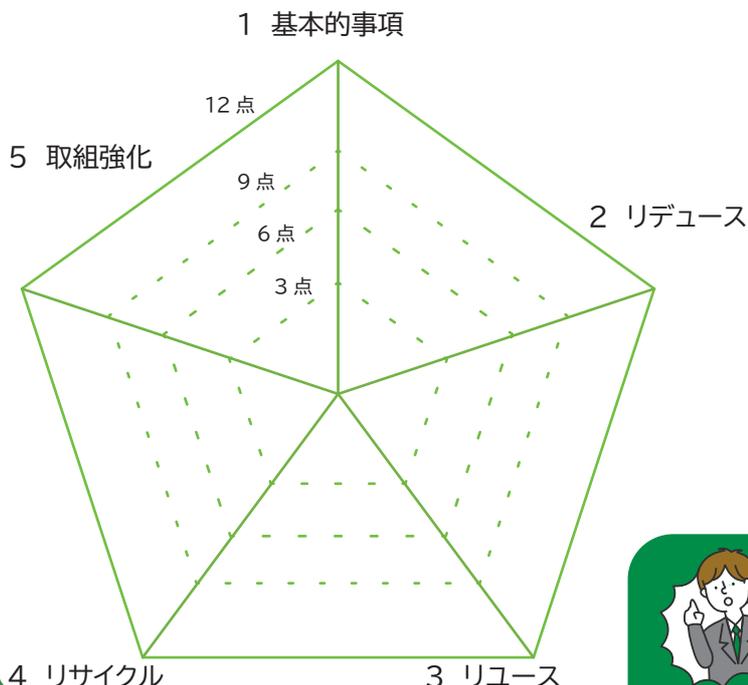
※設問の取組について取り組む必要のない事業所は「取り組んでいる」を選択してください。

5   取組強化	取り組んでいる	一部取り組んでいる	取り組んでいない
1. 分別状況や廃棄物排出量、再生利用率を定期的に確認し、取組の向上に努めているか (例) 月ごとの推移を集計・分析し、社員へ周知、取組強化月間の設定	2	1	0
2. 分別の精度を上げる、また分別間違いがあった時に対応しているか (例) 二次分別の実施、分別不適正事例をテナントなど関係者で共有	2	1	0
3. 建物管理者やテナントと情報共有・意見交換を行い、協力関係の構築に努めているか (例) 年1回のテナント会議を開催	2	1	0
4. 3R向上に向けて自社廃棄物の処理や建物清掃における課題の把握に努めているか (例) 廃棄物処理業者や清掃業者と意見交換を実施	2	1	0
5. 環境配慮に関する認証を取得しているか (例) ISO14000 シリーズ、エコアクション 21 等の取得	2	1	0
6. 自社の 3R の取組を公表しているか (例) 再利用率目標を毎年、ホームページで掲載	2	1	0

総合点

／ 60 点

合計点 / 12 点



総合点 48 点以上  
ハイレベル

総合点 31 ~ 47 点  
標準的レベル

総合点 31 点以下  
がんばりましょう



レーダーチャートにそれぞれの取組状況の点数をマークし、今後の取組に活かしましょう！

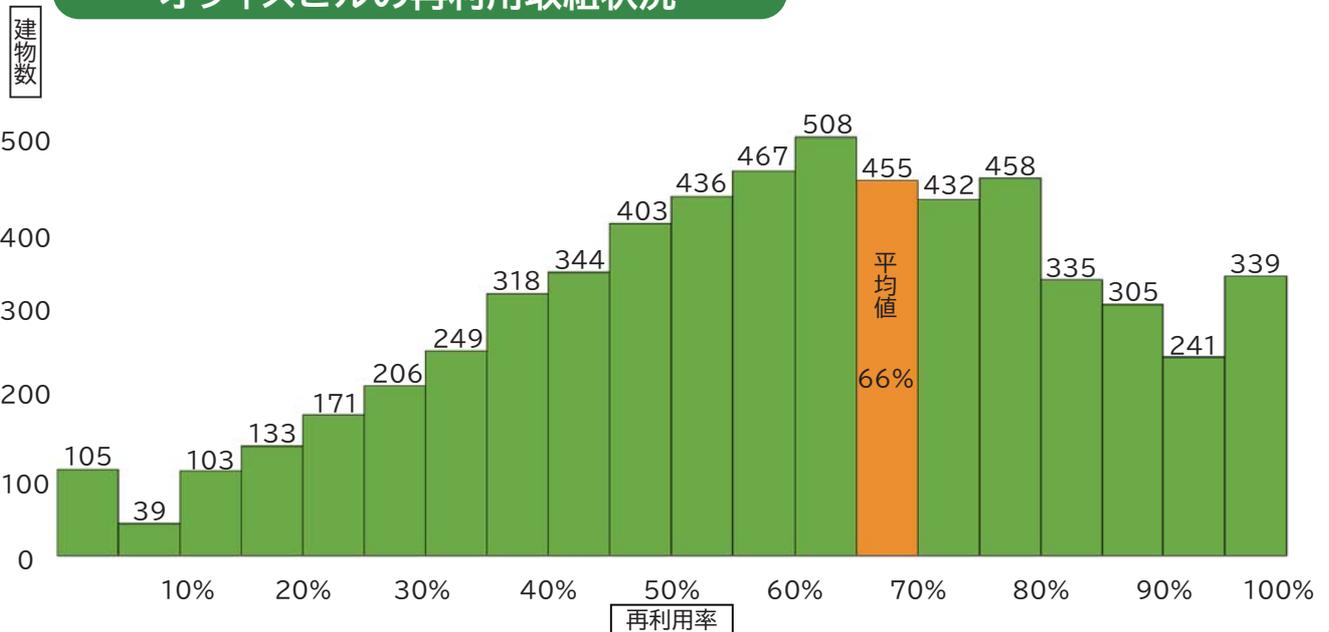
# 大規模建築物の再利用取組状況

区市町村では、事業用大規模建築物を対象に廃棄物の再利用計画書の提出を義務付けており、この度、令和4年度の実績を取りまとめました。

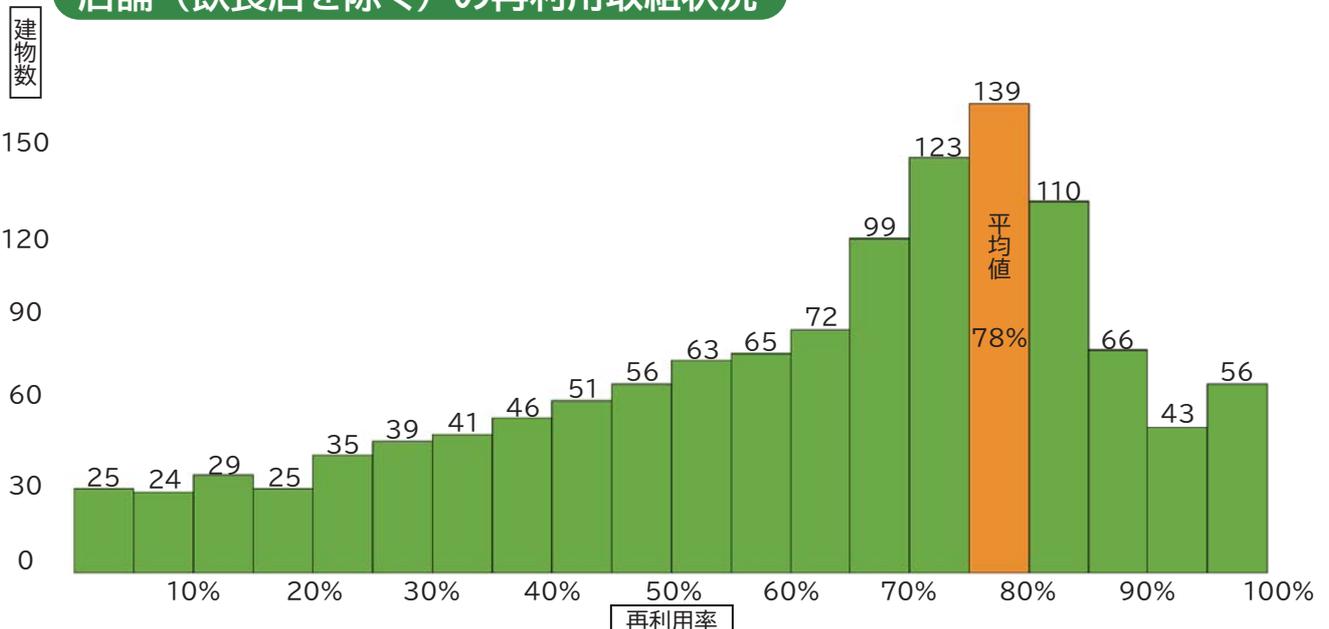
次の図は、都内の事業用大規模建築物に該当するオフィスビル、店舗（飲食店を除く）、飲食店・ホテル・式場、学校、介護・医療施設について、全ての廃棄物の再利用率をまとめたグラフです。オフィスビルの再利用率の平均は約66%、店舗（飲食店を除く）の再利用率は約78%、飲食店・ホテル・式場の再利用率は約45%、学校の再利用率は約56%、介護・医療施設の再利用率は約19%となっています。なお、この再利用率には熱回収分も含まれたものになっています。

廃プラスチック対策を進めるに当たっては、CO<sub>2</sub>削減の観点から3Rに取り組むことが重要です。きめ細やかな分別は、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルといった再資源化を進めやすくするだけでなく、再資源化が難しい場合の固形燃料化が進めやすくなることから、一層の分別の取組をお願いします。

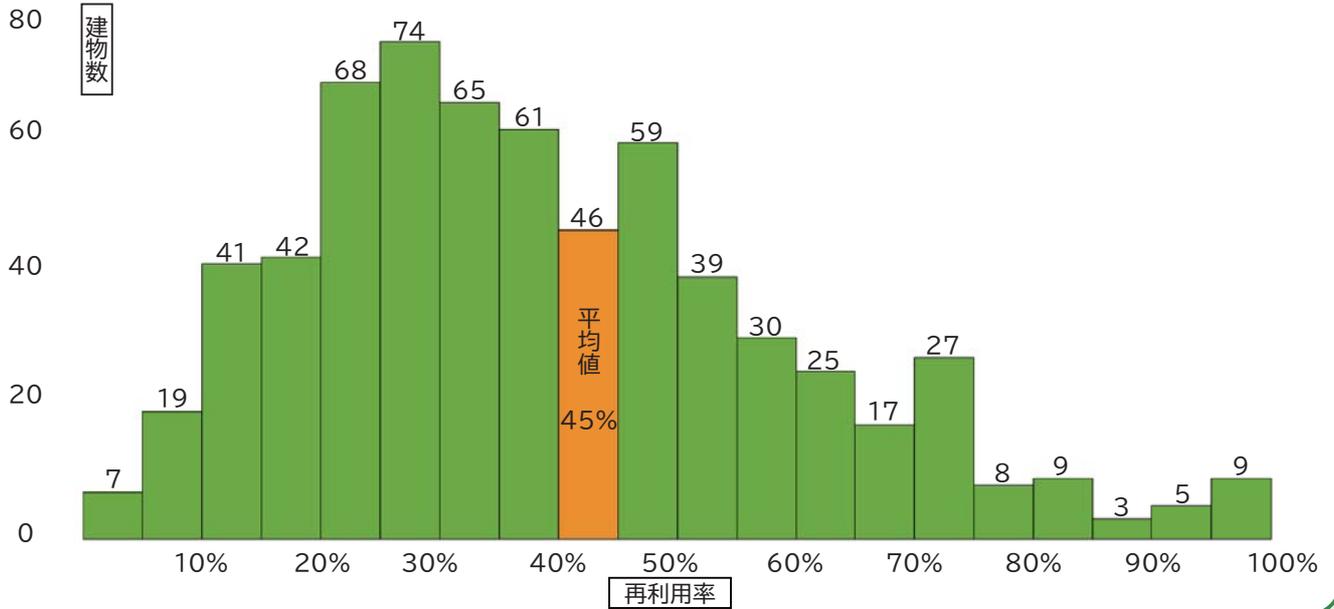
## オフィスビルの再利用取組状況



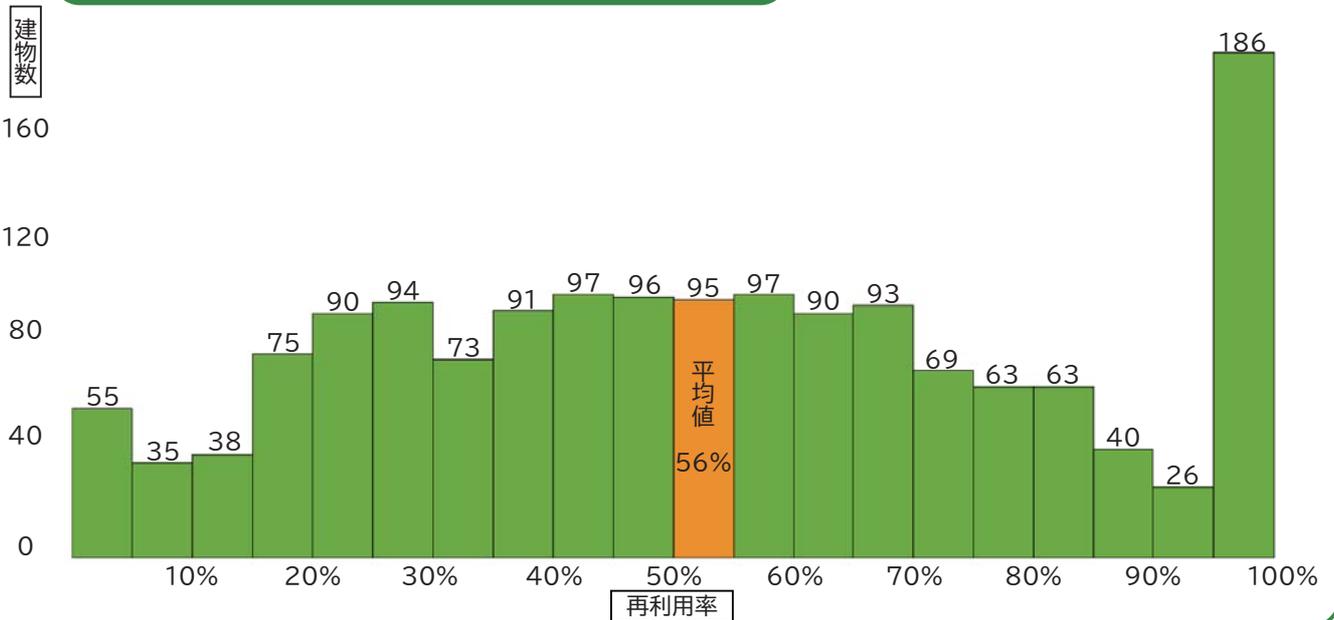
## 店舗（飲食店を除く）の再利用取組状況



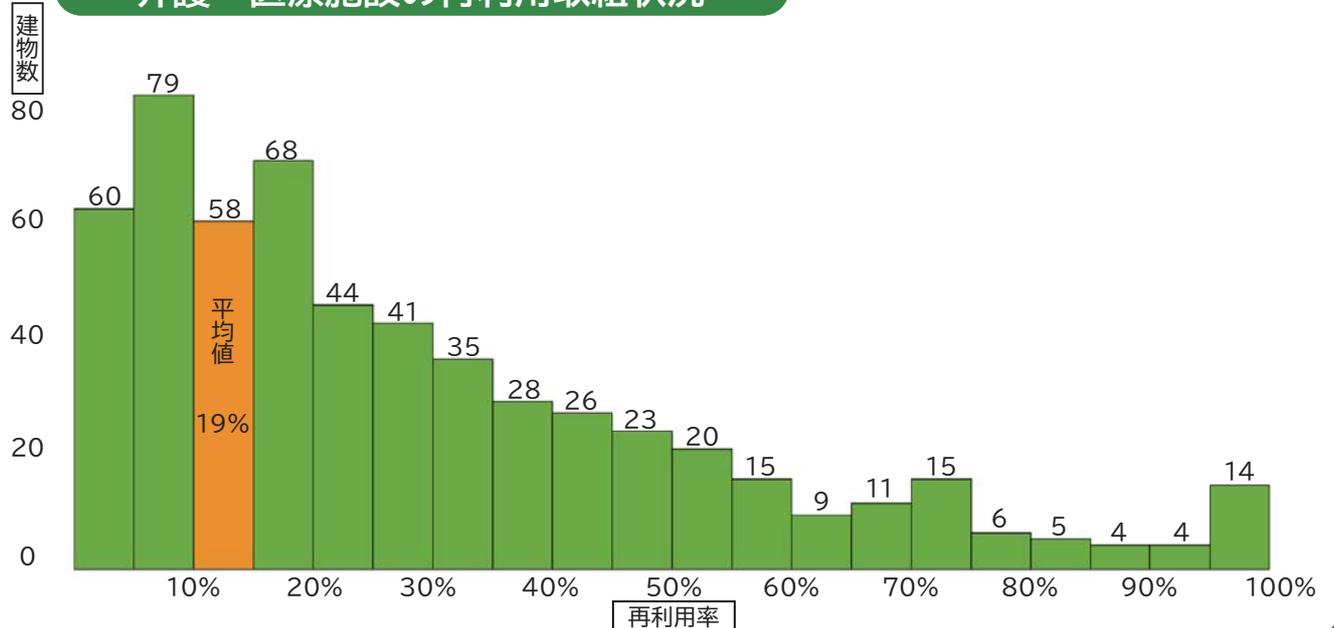
## 飲食店・ホテル・式場の再利用取組状況



## 学校の再利用取組状況



## 介護・医療施設の再利用取組状況



# Q&A

## Q1. 都のプラスチック削減の取組について知りたい

環境局では2019年12月に「ゼロエミッション東京」及び「プラスチック削減プログラム」を公表し、2021年3月に「ゼロエミッション東京戦略2020 Update&Report」を策定しています。

〈環境局ホームページ〉

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy\\_others/zeroemission\\_tokyo](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/zeroemission_tokyo)

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy\\_others/zeroemission\\_tokyo/strategy](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/zeroemission_tokyo/strategy)

## Q2. 職場の廃棄物の具体的な処理状況を把握したい

処理を委託している廃棄物処理業者（収集運搬業者や中間処理業者）へのヒアリングや、実際の処理施設に行って状況を確認<sup>※1</sup>する等の方法があります。

また、当該処理業者が廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者<sup>※2</sup>である場合には、会社情報や取得している処理業の許可内容、処理状況等についてホームページで公表しています。

※1 廃棄物処理法第12条第7項では、排出事業者が処理状況を確認することが努力義務として定められています。

※2 通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者。

## Q3. 排出量やリサイクル率等の把握、分析方法を知りたい

自ら計量した結果や、マニフェスト等のデータをもとに、月単位で廃棄物の排出量や従業員当たりの排出量、リサイクル量・率のほか、分別された品目ごとの処理費用・処理単価等をグラフ化するなどの方法があります。

また、自社における他事務所・他部署と比較することも有効です。

## Q4. 食堂やカフェテリア等で使い捨て製品やプラスチック削減に取り組むためには？

繰り返し使用可能なカトラリーの導入やマイボトル持参の呼びかけが考えられます。また、ストローや紙ナプキンを利用する際にはセルフにせず、必要な分のみ渡すことで過剰消費を抑えられます。加えて、止むを得ず割箸を利用する場合には、割箸のみを分別して回収することでリサイクルが可能です。

## Q5. コロナ禍を契機に排出量が増えたテイクアウトやコンビニ弁当等のプラスチック製容器包装はどのように分別すればよいか。

食べ残しや調味料等が付着した状態の汚れたプラスチック容器は焼却処理が中心となります。汚れを取れば、RPF等の固形燃料として有効活用することが可能となることもありますので、産業廃棄物の処理業者に確認してみましょう。なお、レジ袋や製品の包装に利用されていたプラスチックは分別することで、質の高いリサイクルが可能となります。

## Q6. コンビニの弁当容器等のプラスチック製容器包装は焼却処分するのだから、食べ残しの分別や水洗いは不要ではないか。

食べ残しや調味料が付着した弁当容器等のプラスチック製容器は、においや衛生面、食材に含まれる塩分等の理由から製品や固形燃料として有効活用することが難しく、焼却処分が中心となります。しかし、食べ残しを取り除き、簡単に水洗いすることで固形燃料（RPF）やフラフ等の石炭代替素材の産業用原燃料として有効活用することができ、新たな石油資源の利用を抑制し、CO<sub>2</sub>削減を図ることが可能です。

## Q7. なぜ最新のリサイクル情報の収集やリサイクル方法の見直しが必要なのか。

リサイクル技術は年々進化しており、以前はリサイクルできなかった廃棄物がリサイクル可能となっている場合があります。また、より環境負荷の少ない新たなリサイクル手法が確立されている場合もあるため、最新の情報を収集することが重要です。

### 新型コロナウイルスの感染拡大による事業系廃棄物排出量

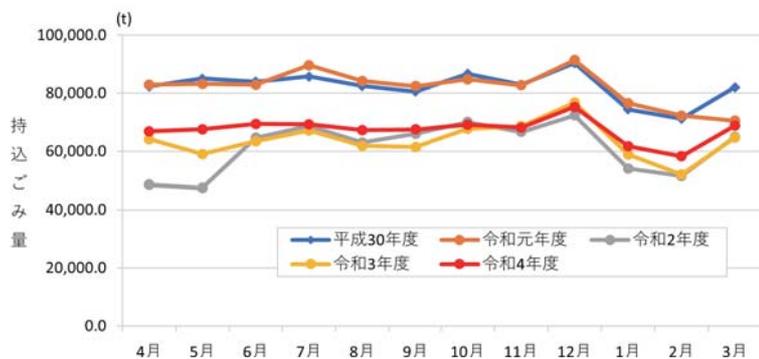
2020年1月に国内で初めての感染者が確認されて以降、新型コロナウイルスは猛威を振るっています。特に、東京都へ初めて緊急事態宣言が発令された2020年4月以降は、事業活動に大きな影響を及ぼしています。この影響は廃棄物の発生量にも及んでいます。

右の図は、2019年度から2022年度に23区内の清掃事務所に搬入された持込ごみ量<sup>※</sup>を比較したものです。

東京都に緊急事態宣言が発令された2020年4月、5月の持込ごみ量は2019年の同月と比較して6割程度に減少しています。また、緊急事態宣言が解除された2020年6月以降は2019年同月の7～8割前後で推移しており、令和4年度においても同様に推移しています。

各事業者の皆様におかれましては、今後も廃棄物排出量の削減に向けた取組にご協力いただきますようお願いいたします。

<sup>※</sup>持込ごみとは、事業者自ら又は一般廃棄物処理業者が一般廃棄物処理施設に搬入するごみを指します。



出典：「清掃事業年報」（東京二十三区清掃一部事務組合）より作成

# 3R アドバイザー事業のご案内

廃棄物全般の知見を持つ 3R アドバイザーが、  
各事業所に即した廃棄物・資源物の 3R 実践方法をアドバイスします！

## 対象

無料で行います

都内でオフィスビル、商業施設として利用されている事業用大規模建築物※  
※事業用の延床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物  
(自治体によって該当する面積が異なるため、まずはお問い合わせください。)

## サービス内容

### ①3Rに関するアドバイス

3Rアドバイザーが訪問し、現状についてお話を伺い、現地確認をさせていただきます。その後、口頭で3Rに向けた簡単なアドバイスを行います。

### ②アフターフォロー

3Rアドバイザーが伺った事業者様に対して、後日改めて訪問させていただき、アンケート調査等を行います。その結果を踏まえ、事業者様の課題に対する解決策のご提案や3R促進に向けた取組状況の確認等をサポートいたします。

### ③講習会の開催

ご要望のあった事業者様に対して、社内での3Rに関する講習会の開催をサポートいたします。

## 実際のお悩み例

- Q. 3Rに関する取組は何から始めたらよいですか？  
A. まずは毎日発生するごみの分別から取り組んでみてはいかがでしょうか。  
「捨てればごみ、分ければ資源」という意識がコスト削減につながります。
- Q. プラスチックはどのように分別すればよいですか？  
A. 不燃ごみではなく、プラスチックとして分けて分別するとリサイクルできます。  
分別表を作ると効果的に周知できますよ。



## お客様の声

- ・ごみ箱の分別表示に対する意識が高まりました！
- ・リサイクル率を上げる具体的な方法が分かりました！

満足度約 90% !



お問い合わせ先 QR コード

## お問い合わせ先

公益財団法人東京都環境公社 東京サーキュラーエコノミー推進センター行動変容支援チーム  
Tel 03-6666-9198  
URL <https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/3r-adviser>

# 廃棄物・資源循環に関する組織の紹介

## 廃棄物等に関する行政組織

・本ガイドラインに関すること ・リサイクル全般に関すること	環境局資源循環推進部計画課 計画担当 Tel. 03-5388-3577
・プラスチック対策に関すること	環境局資源循環推進部計画課 計画担当 Tel. 03-5388-3577
・産業廃棄物処理業の許可、 変更に関すること	環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課 審査担当 Tel. 03-5388-3587
・産業廃棄物の処理委託に 関すること	環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課 規制監視担当 Tel. 03-5388-3589
・事業系一般廃棄物に関すること	事業所が所在する各市町村にお問い合わせください。

## 関係団体

プラスチック	一般社団法人プラスチック循環利用協会 Tel. 03-6855-9175 <a href="https://www.pwmi.or.jp/">https://www.pwmi.or.jp/</a> 全日本プラスチックリサイクル工業会 Mail. info@jpra.biz <a href="http://www.jpra.biz/">http://www.jpra.biz/</a>
ペットボトル	PET ボトルリサイクル推進協議会 Tel. 03-3663-7591 <a href="https://www.petbottle-rec.gr.jp/">https://www.petbottle-rec.gr.jp/</a>
古紙	公益財団法人古紙再生促進センター Tel. 03-3537-6822 <a href="http://www.prpc.or.jp/">http://www.prpc.or.jp/</a>
アルミ缶	アルミ缶リサイクル協会 Tel. 03-6228-7764 <a href="http://www.alumi-can.or.jp/">http://www.alumi-can.or.jp/</a>
スチール缶	スチール缶リサイクル協会 Tel. 03-5577-2241 <a href="https://steelcan.jp/">https://steelcan.jp/</a>
小型充電式電池の処理 (リチウムイオン電池など)	一般社団法人JBRC <a href="https://www.jbrc.com/">https://www.jbrc.com/</a>
固形燃料化リサイクル	一般社団法人日本RPF工業会 Tel. 03-6206-8000 <a href="https://www.jrpf.gr.jp/">https://www.jrpf.gr.jp/</a>

# MEMO

A large, rounded rectangular box with a thin green border, containing 20 horizontal green lines for writing. The lines are evenly spaced and extend across the width of the box. The top and bottom corners of the box are rounded.